

令和4年度大井町地域再生可能エネルギー導入検討調査業務 仕様書

1. 業務の名称

大井町地域再生可能エネルギー導入検討調査業務委託

2. 業務の目的

大井町では、異常気象による自然災害リスクを低減し、安全で恵み豊かな環境を世代を超えて引き継ぐために、令和4年（2022年）3月に「大井町気候非常事態宣言」とともに、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を目指すことを表明している。本業務は、脱炭素社会を見据え、エネルギー消費量と温室効果ガス排出量の現況把握と将来推計から、地域特性・地域課題に合わせた再生可能エネルギーの導入目標や有効活用法の検討、省エネ対策等の目標を定めるための調査・検討を行い、2050年までにゼロカーボンを実現するための具体的なロードマップを策定することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和5年（2023年）1月31日（火）まで

4. 業務の対象区域

大井町全域

5. 業務の内容

以下の業務について、本町と協議のうえ、実施するものとする。なお、本業務は、大井町環境基本条例、地球温暖化対策の推進に関する法律及び環境省が定める地球温暖化対策実行計画策定マニュアル等に則り進めることを要する。

(1) 基礎調査及び分析

(ア) 大井町のエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の現状把握及び将来推計

- ① 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の分類に準じて、各部門のエネルギー消費量と温室効果ガス排出量の調査と分析を行う。
- ② 2030年、2040年、2050年までのエネルギー消費量と温室効果ガス排出量を各部門において推計する。

(イ) 大井町における再生可能エネルギー発電量のポテンシャルの把握及び分析

- ① 再生可能エネルギー発電量のポテンシャルについて調査及び分析をする。
- ② 2030年、2040年、2050年までの再生可能エネルギー発電量のポテンシャルの目標数を推計する。

(ウ) 各部門における省エネ方法の洗い出しと効果検証

- ① 各部門における省エネ方法と省エネ効果を整理し、各対策の優先度を検討する。
- ② 2030年、2040年、2050年における省エネ導入効果の推計を行う。

(エ) 脱炭素シナリオと再生可能エネルギー導入目標の作成

- ① (ア)～(ウ)の調査結果を基に、BAUシナリオや2050年に脱炭素を達成するシナリオを作成する。
- ② 脱炭素シナリオにおける2030年、2040年、2050年の再生可能エネルギー導入目標を部門・分野・設置場所別等で作成する。

(オ) 大井町における持続可能な再エネ利活用ビジネスモデルの調査、検討

- ① 再生可能エネルギー導入拡大及び省エネの普及促進のビジネスモデルについて

て、自治体と事業者等の役割を明確にしたビジネスモデルの検討と策定を行う。

- ② ビジネスモデルに関しては、国内外の事例を収集し、大井町の需要と再エネポテンシャルの現状ならびに将来推計を基に、地域に適したビジネスモデルを策定する。
- ③ 想定される各ビジネスモデルの事業性評価を実施する。

(カ) 「地域脱炭素ロードマップ」に基づく脱炭素先行地域づくりに向けた調査・検討

- ① 大井町の特徴を踏まえ、脱炭素先行地域として期待される事業概要を整理する。
- ② 脱炭素先行地域への応募を見据えた必要情報の整理並びに関連するステークホルダーへのヒアリング調査を実施する。

(2) 大井町環境審議会における事務局支援

- ① 大井町環境審議会（2回開催予定）へ出席し関連資料の資料作成・提供、内容説明、助言及び議事録作成等の運営補助を行う。なお、会議の会場は大井町役場を予定している。

(3) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定支援

- ① 本業務の調査結果を、今後予定している地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に活用できるよう支援を行う。
- ② 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業の対象となる区域を検討し、本町の特性に適した促進区域の設定基準の考え方を整理した上で、促進区域とすべき区域の候補地を特定する。

6. 成果品について

(1) 成果物

本業務における成果物等一式は次に掲げるものとする。

- ① 事業報告書（カラー製本） 6部
- ② 事業報告書概要書（報告書にとじこむこと） 6部
- ③ その他関連資料
本業務で作成した資料、データ（温室効果ガス排出量及び削減量を把握、管理するための計算ファイル含む）、打合せ記録簿等） 一式
- ④ 上記成果品に係る電子媒体（CD-ROM。データ形式は、PDF形式並びに、Word及びExcel等の編集可能な形式の双方により提出することとする） 一式

(2) 納入場所

大井町生活環境課

住所 〒258-8501 神奈川県足柄上郡大井町金子 1995 番地

電話 0465-85-5010

7. その他

- (1) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は発注者と綿密な連携を取り、適宜業務内容の方針及び条件等について打合せを行うものとする。
- (2) 本業務は、環境省の補助金メニューである「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）第1号事業の1（2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業）」を活用した業務であるため、当該補助事業の主旨を理解した上で要領、規定等に基づき実施すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、気候変動適応計画、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）等の環境省のマニュアル、また、大井町の各計画を熟読し、大井町の地域特性を配慮した調査を行うこと。

- (4) 受託者は、本業務の実施にあたっては関連する法令等を遵守しなければならない。また、本業務の遂行上知り得た情報を本業務以外の目的に利用・漏洩してはならない。本業務の終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。
- (6) 本業務完了後、受託者の責による成果品の瑕疵が発見された場合は、発注者の指示に従い修正及びその他必要な作業を受託者の負担において行うものとする。
- (7) 本業務において作成した成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用、複製及び流用してはならない。
- (8) 本仕様書に定めのない事項または委託内容の変更については、発注者・受託者協議のうえで決定するものとする。また、本仕様書は基本的事項を提示したものであり、業務の目的から勘案して必要と考えられる事項については、適宜創意工夫して提案すること。